

市川市新庁舎建設設計者選考委員会の運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新庁舎の建設工事の設計を行う者（以下「設計者」という。）を選考するに当たり、当該設計者を選考するための選考委員による評価及び意見交換を目的として開催する市川市新庁舎建設設計者選考委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(意見交換事項等)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について意見交換を行うとともに、選考委員による設計者の評価結果をとりまとめて市長に報告するものとする。

- (1) 設計者の選考方法に関すること。
- (2) 設計者の選考基準に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、設計者の選考に関し必要な事項

(出席者等)

第3条 委員会に出席する選考委員は、次に掲げる者とし、その合計人数は、おおむね8人とする。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係団体の推薦を受けた者
- (3) 市の職員

2 市長は、必要と認めるときは、委員会を開催することができる。

3 市長は、選考委員（第1項第3号に掲げる者を除く。第5条において同じ。）に対し、委嘱状を交付するものとする。

4 選考委員の任期は、市と設計者とが市川市新庁舎建設基本設計・実施設計業務委託契約を締結した日までとする。

5 選考委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員会の進行)

第4条 委員会は、選考委員の中から選ばれた委員長が進行するものとする。

(報償金)

第5条 市長は、委員会に出席した選考委員に対し、報償金として日額9,100円を支給する。

(身分)

第6条 選考委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職の身分を有する者ではない。

(事務)

第7条 委員会の運営に関する事務は、企画部企画・広域行政課庁舎整備推進担当室において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年9月17日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、第3条第4項の規定による市と設計者とが市川市新庁舎建設基本設計・実施設計業務委託契約を締結した日に、その効力を失う。

(経過措置)

3 この要綱の失効前に委員であった者に係る前項の規定による失効前の第3条第5項に規定する秘密を漏らしてはならない義務については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日以後も、なおその効力を有する。